



平成30年の大阪税関における関税法違反事件の取締り状況について

<お問い合わせ先>

大阪税関調査部 特別審理官（第1担当）

☎ 06-6576-3124・3138

平成30年の1年間に大阪税関が管内の空港や港湾等において、不正薬物※1の密輸入その他の関税法違反事件を取り締った実績をまとめましたのでお知らせします。

不正薬物全体の摘発件数は79件(前年比9%減)と減少したが、押収量※2は約130kg(前年比約3.8倍)と大幅に増加、押収量が直近5年で最多となり、我が国への薬物の流入が深刻な状況。

[覚醒剤事犯]

摘発件数は15件(前年比6%減)とほぼ横ばい、押収量は約113kg(前年比約3.6倍)と大幅に増加。

[大麻事犯]

摘発件数は25件(前年比2.5倍)と大幅に増加。押収量は約12kg(前年比約6.8倍)と大幅に増加。

[麻薬事犯]

摘発件数は12件(前年比1.5倍)と増加。押収量は約3kg(前年比約51.7倍)と大幅に増加。

[指定薬物事犯]

摘発件数は27件(前年比49%減)と減少。押収量は約2kg(前年比約2.7倍)と大幅に増加。

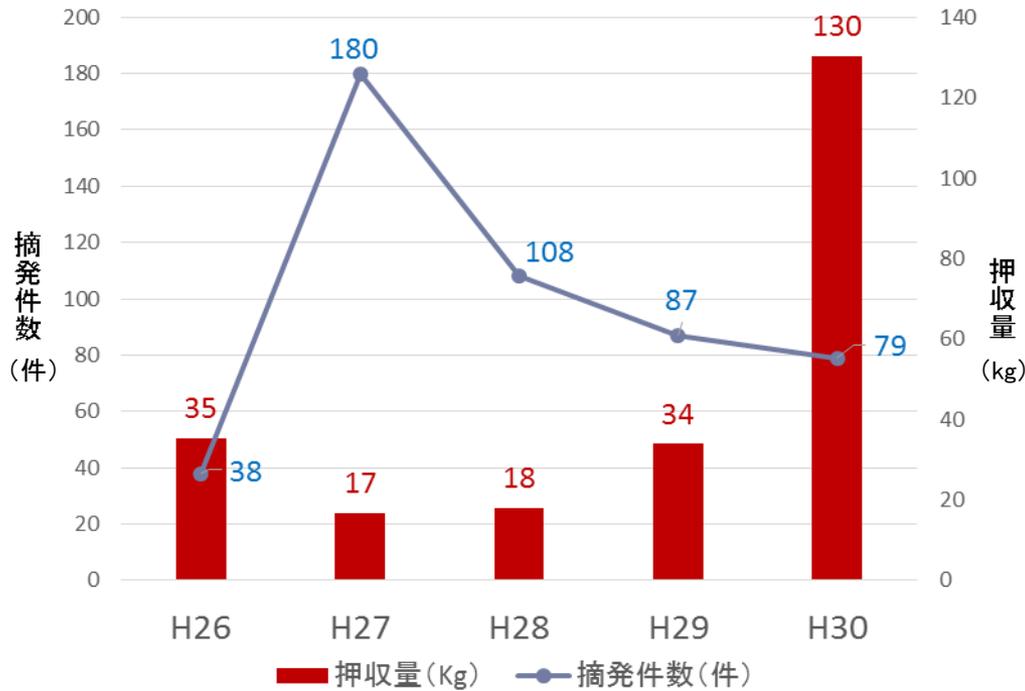
※1.不正薬物とは、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう

※2.押収重量は錠剤型薬物を除いたもの

1. 不正薬物（全体）

① 大阪税関における不正薬物の摘発件数と押収量の推移

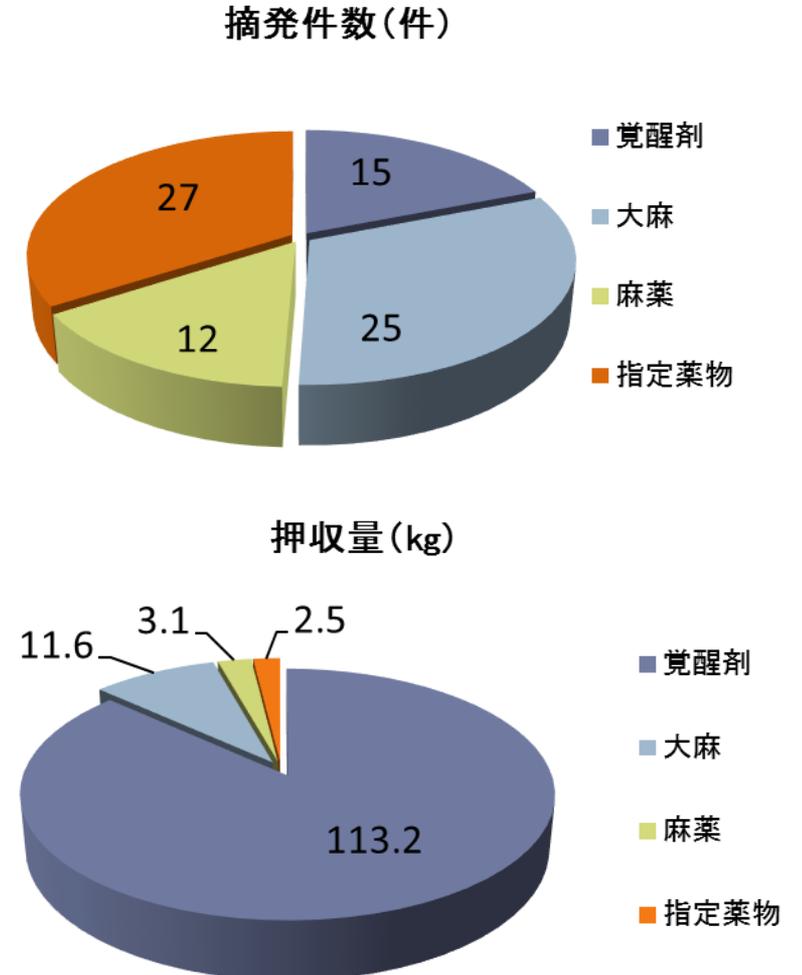
摘発件数は79件（前年比9%減）。押収量は約130kg（前年比約3.8倍）。



* 1. 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項）

② 平成30年における薬種別摘発件数及び押収量実績

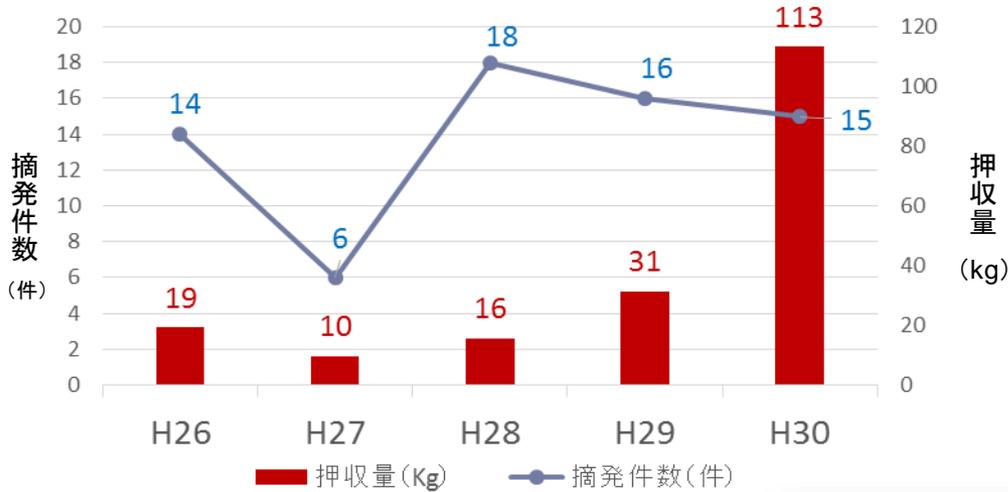
摘発件数は指定薬物*1と大麻の摘発件数が多く、押収量は覚醒剤が全体の9割近くを占めもっとも多い。



2. 覚醒剤事犯

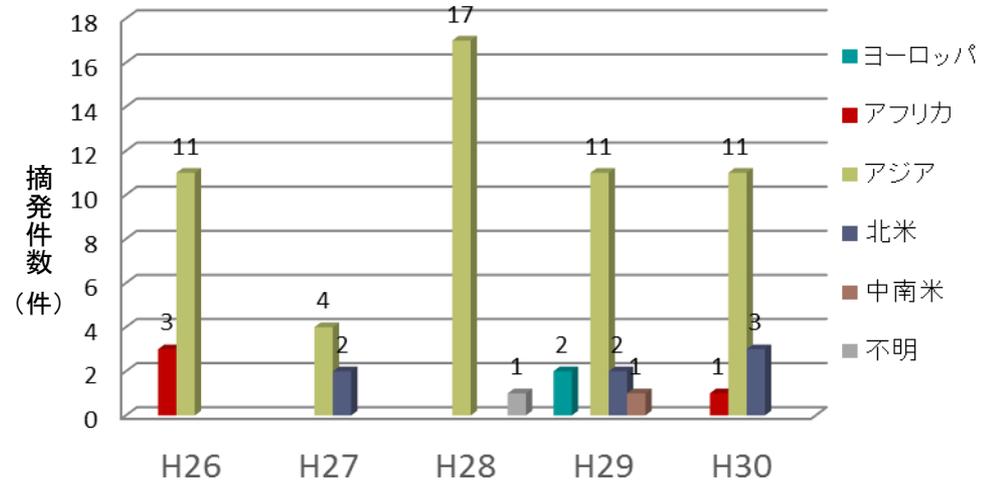
① 覚醒剤の摘発件数と押収量の推移

摘発件数は15件(前年比6%減)。押収量は約113kg(前年比約3.6倍)。海上貨物から約100kgの大口密輸を摘発し、押収量が大幅に増加。約113kgは薬物乱用者の通常使用量で約377万回分、末端価格にして約67億9千万円に相当。



② 覚醒剤の仕出地域別摘発件数の推移

仕出地域別摘発件数は、依然としてアジアが最多。



中国来 海上貨物
段ボール内隠匿
覚醒剤約100kg摘発
(30年5月 南港出張所)



米国来 航空小口急送貨物
DVDプレーヤー内隠匿
覚醒剤約270g摘発
(30年7月 関西空港税関支署)

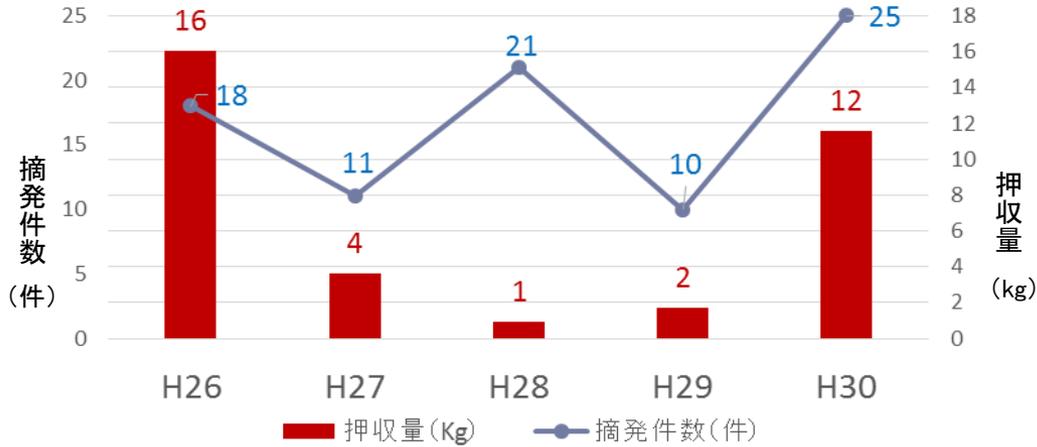
マレーシア来 航空機旅客
身辺大腿部等巻き付け隠匿
覚醒剤約4kg摘発
(30年11月 関西空港税関支署)



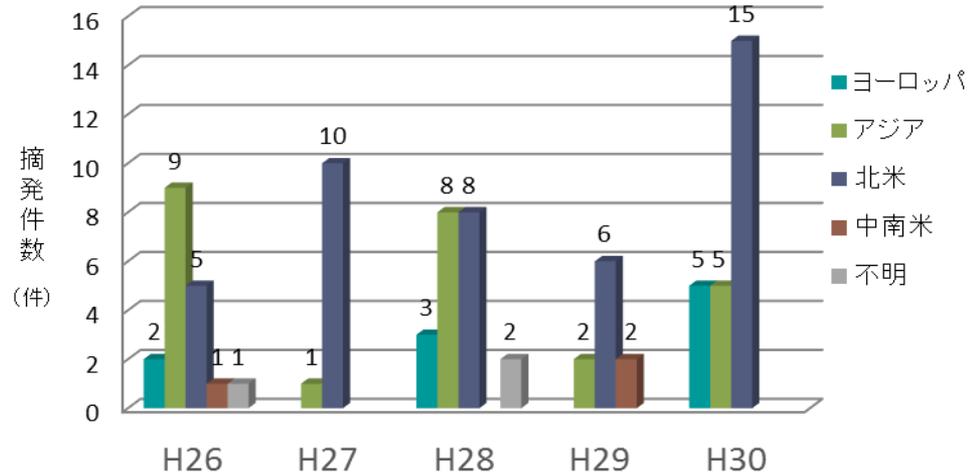
3. 大麻事犯

① 大麻の摘発件数と押収量の推移

摘発件数は25件(前年比2.5倍)。押収量は約12kg(前年比約6.8倍)。
密輸形態は航空小口急送貨物、国際郵便物及び航空機旅客によるもの。



② 大麻の仕出地域別摘発件数の推移



米国来 航空小口急送貨物
スピーカー内隠匿
大麻草約1.3kg摘発
(30年9月 関西空港税関支署)



米国来 航空小口急送貨物
PC収納コンデンサ内隠匿
大麻草約2kg摘発
(30年6月 関西空港税関支署)

3. 大麻事犯

③ 大麻製品の摘発（特異事例）

大阪税関は、平成30年、大阪外郵出張所において、所謂大麻濃縮物とされる「電子たばこ用のカートリッジ」を摘発。また、大麻ケーキ等の大麻製品も摘発した。

このほか、他税関摘発の大麻製品（大麻スナック等）の密輸入事件についても調査を実施した。

大麻草や大麻樹脂などと違い、大麻製品は普段から口にする菓子などに混入されているようなもので、摂取しやすい（抵抗なく摂取できる）形状となっていることから、特に若年層への影響が懸念される。



米国来 国際郵便物
大麻リキッド200本摘発
(30年7月 大阪外郵出張所)



米国来 国際郵便物
大麻クッキー・ケーキ
約2.2kg摘発
(30年3月 大阪外郵出張所)



米国来 国際郵便物
大麻スナック菓子約45g摘発
(30年9月 横浜税関
川崎外郵出張所)